

きた くぎかいだより

No. 307
 発行/北区議会
 〒114-8508
 東京都北区王子本町1丁目15番22号
 TEL 03(3908)9948



令和8年第1回臨時会での撮影

新しい議席配置図

渡辺かつひろ (自)	大沢たかし (自)	竹田ひろし (自)	坂場まさたけ (新)	松沢よしはる (新)	石川さえだ (新)	永沼かつゆき (新)	宮島 修 (公)	近藤光則 (公)	いながき 浩 (公)	青木博子 (公)
本田正則 (共)	野々山 研 (共)	山崎たい子 (共)		仲田みずき (新)	平田りさ (新)	金田よしあき (新)	すどうあきお (公)	坂口勝也 (公)	小田切かずのぶ (公)	ふるたしのぶ (公)
永井朋子 (共)	宇都宮ゆり (共)	野口将人 (共)	加藤みき (維)	佐藤こと (維)	さいとう尚哉 (維)	安達しんじ (維)	佐藤かずゆき (公)	くまき貞一 (公)	花見たかし (ミ)	
	うすい愛子 (無(立・う))	福田光一 (無(社))	赤江なつ (無(立・あ))	佐藤つかさ (無(れ))			青木のぶえ (ミ)	濱田知明 (ミ)	山中りえ子 (ミ)	

会派名等の略称 公：公明党議員団 新：自由民主党北区新時代の会 共：日本共産党北区議員団 ミ：区民のミカタ(立憲・都ファ・国民)
 維：維新・無所属議員団 自：自由民主党議員団 無(立・あ)：無会派(立憲民主党所属)赤江議員 無(社)：無会派(新社会党所属)
 無(れ)：無会派(れいわ新選組所属) 無(立・う)：無会派(立憲民主党所属)うすい議員

第1回臨時会の概要

令和8年第1回臨時会は、5月22日に招集されました。

副議長選挙、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任等を行いました。その他、区長から提出された専決処分1件の承認及び議案1件、議員から提出された議案等3件の議決、議会選出の監査委員2名の選任の同意を行い、同日閉会しました。

議決した議案等

議案名	概要	公	新	共	ミ	維	自	無立あ	無社	無れ	無立う	議決結果
区長提出議案等												
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
王子第五小学校リノベーション電気設備工事請負契約	契約相手：株式会社ワーデン 契約金額：6億1193万円	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
東京都北区監査委員選任の同意について	近藤 光則議員	○	○	○	○	○	○	○	▲	×	▲	同意
東京都北区監査委員選任の同意について	大沢 たかし議員	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲	同意
議員提出議案等												
都市ブランド推進特別委員会を廃止する決議	特別委員会を廃止する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
地域開発特別委員会設置に関する動議	審査事項の一部を変更する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
新庁舎建設・王子まちづくり特別委員会設置に関する動議	特別委員会を設置する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議長は表決に加わりません。

○：賛成 ×：反対 ▲：退場

議長・副議長のあいさつ

5月22日に開会された北区議会の臨時会において副議長が新たに選出され、新体制がスタートしました。あらためて区議会が果たすべき使命と責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。

現在、区が直面する課題は、引き続き物価高騰や区内産業を取り巻く環境の変化、超高齢化社会への対応、いつ起きてもおかしくない災害への備えなど多岐に渡っています。北区議会として、区民の皆様の期待にお応えできるよう、

こうした課題について、執行機関との真摯な議論、実効性ある提案を進めてまいります。

また、時代の変化に対応した議会運営に向け、議会改革にも取り組んでいかなければなりません。その一環として、本年第2回定例会から一般質問のライブ配信が始まりました。区議会ホームページからどなたでも視聴することができ、議会への関心を高めていただく機会になると期待しています。引き続き皆様に身近で開かれた議会の実現に努めてまいります。

今後も二元代表制の一翼を担う区議会として、区民の皆様が豊かさを実感できる区政を目指し全力を尽くしてまいります。皆様のご理解とご

支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



左：青木 博子 議長 右：花見 たかし 副議長

北区議会では、各会議において通年にわたり、気候に応じた服装(ノーネクタイ、ノー上着可等)としています。区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本会議一般質問のライブ中継がはじまりました

北区議会では、本会議(一般質問)の様子をライブ中継でご覧になれます。

なお、本会議(一般質問)終了後、1週間程度で配信される録画映像も引続き、ご覧になれます。パソコンやスマートフォン等で視聴できますので、ぜひご利用ください。

※録画映像については、編集作業の都合上、配信が遅れる場合がございます。

◎北区議会議会中継のアドレスと二次元コード

https://smart.discussvision.net/smart/tenant/kita/WebView/rd/council_1.html



◎ご不明な点は、区議会事務局までお問い合わせください。
電話番号(区議会事務局) 03-3908-9948

【ライブ中継の視聴方法】



※こちらは、参考画面です。

区議会のしくみは

◎区議会議員は区民の代弁者です

【議会を構成する議員】

議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議会は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

【任期及び定数】

現在の北区議会議員の任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までの4年間です。

議員の定数は、条例により40人となっています。

◎議長は議会の代表・進行役です

【議長・副議長の選出方法】

議会は、議員の中から選挙で議長と副議長を選びます。任期はいずれも議員の任期です。ただし、議会の許可を得て辞職することができます。

【議長の仕事】

議長は、議会のリーダーとして会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。

副議長は、議長が欠けたとき、病気や出張などで不在の場合、代わりに議長の職務を行います。

◎議会には本会議と委員会があります

【本会議と委員会】

議会の最終的な意思決定(議決)は、本会議で行われますが、この本会議の予備審査機関として委員会が設けられています。

このような委員会制度をとるのは、本会議ですべての問題を議論するよりも、部門(所管)ごとに分かれて専門的に審査を行った方が能率的で、より深い議論ができるからです。

【委員長・副委員長の選出方法】

委員会において委員長と副委員長を委員から互選します。任期はいずれも委員の任期によります。

【委員長の仕事】

委員長は、委員会を招集するとともに、委員会の議事の進行や整理を行います。委員長が不在の場合には、副委員長が代わりに委員長の職務を行います。

◎定例会は年4回開かれます

【定例会と臨時会】

北区議会には、条例により年4回(2月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

【議会の招集】

議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議会運営委員会の議決を経て議長から招集請求があったとき、又は議員定数の4分の1以上(北区議会においては10人以上)の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集しなければなりません。

【会期】

議会が活動する期間を「会期」といいます。会期の長さは、会期のはじめに議会の議決で決めます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

【議会の開会】

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開会・閉会も、議長の宣告により行われます。

開会のためには、原則として議員定数の半数以上の議員(北区議会においては20人以上)が出席していることが必要です。

◎議会事務の窓口が区議会事務局です

【区議会事務局】

北区議会は、区民の声にお応えするために十分な活動ができるよう事務局を置いています。

職員は議長が任命し、本会議・委員会運営の準備や、請願・陳情の受付など、区民の窓口になっています。また、会議録や「きたくぎかいだより」の作成なども行っています。

◎政治倫理について

【議員の責務・倫理基準】

北区議会は、議員の責務や政治倫理基準等を条例で定め、政治倫理の確立と向上に努めています。

また、政治倫理に関する事項を審査するため、政治倫理審査会を設置しています。

区議会や議員の仕事とは

○議会の意思は本会議の議決で確定します

【議案の審議の流れ】

議会では審議し、議決する原案を「議案」といいます。

●本会議

本会議は、議員全員が集まる最も重要な会議です。本会議では、提出者より議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。

各委員会に付託した議案の審査報告を待って本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

●委員会

委員会では、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることができます。必要に応じて、区長やその他の区職員の出席を議長を通じて求めることができます。また、委員会から議案を提出することもできます。

審査が終了した時は、委員長は審査報告書を作成して議長に提出します。

※議会又は委員会が必要と認めるときは、公聴会を開いたり、参考人を呼ぶこともできます。

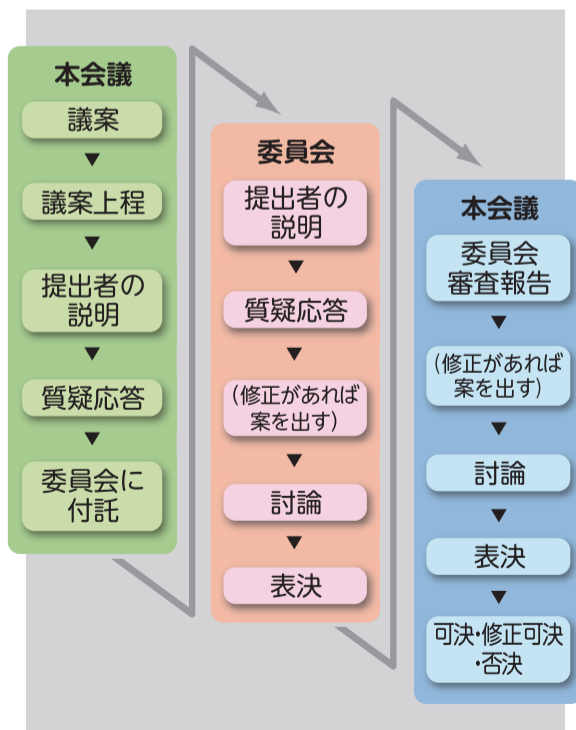
○議会で重要な議案を議決します

【議決】

議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

議決には、予算や条例など区の団体意思を決めるものと、意見書・決議など議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算、区が結ぶ一定額以上の契約や財産の取得など、区の仕事で重要なことがらを、議会で議決します。



【議会と区長】

議会は、区民生活に関わる重要な事項を決めています。一方、区長は、議会で決められたことに基づき、実際の区の仕事を進めています。

議員も区長も、ともに区民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立した権限を持っています。

ます。そして相互に協力してよりよい豊かな区政を行うよう取り組んでいます。

【区政のチェック機能】

日常的に区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容を検査することも議会の大切な仕事のひとつです。監査委員に監査を求め、実情を調べてもらうこともあります。本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会で報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしています。

【任命・選任の同意、選挙】

区長が、区の重要な役職(副区長、教育長、教育委員会委員、監査委員)に就く人を決める際に、議会として同意するかどうかを決めます。

また、区民の中から区の選挙管理委員を議会の選挙で選びます。

○議案は公平に、慎重に審議されます

【会議の諸原則】

本会議や委員会においては、議事を円滑に進めるための重要なルールがあります。

○公開の原則

会議の傍聴や会議録の閲覧ができます。

○定数数の原則

会議を開くには、定数の半数以上の議員の出席が必要です。

○過半数議決の原則

議決するには、原則として出席議員の過半数の賛成が必要です。

○一事不再議の原則

一度議決したら、その会期中に同じ案件については再度議決することはできません。

○会期不継続の原則

各会期は独立しており、議決に至らなかった議案は、その会期が終われば消滅します。

○発言自由の原則

議員は、会議で自由に発言する権利を持っています。

○議会は審議能力の向上に努めています

【議員の派遣】

議会は、審査や調査に必要があるときは、議員を派遣することができます。

【委員会の調査活動】

委員会は審査や調査に必要があるときは、委員を派遣することができます。また、国や都の職員や専門家を招いて、説明会や勉強会を開くこともできます。

【住民意見の把握】

議員は区民の代表として、区民の意見を聞いたり、相談に応じたりして、区に対する要望を把握することに努めています。

また、区民が議会に提出する請願の紹介議員となることがあります。

【議員の調査研究活動】

議員は、議会日程以外でも、日常的に区役所の仕事を把握し、区民の意見を聞くことで、区政の問題点や課題を見つけて新しい施策を提案するなど、区政に関する調査活動や研究活動を行っています。

○議員は、条例・意見書などを議会に提案できます

【条例の提案】

区の仕事は法律、条例、規則などに基づいて行われています。区の条例は区長と議員の双方が提案する権限を持っています。

議員が提案する場合、議員定数の12分の1以上(北区議会においては4人以上)の議員の賛成が必要です。

また、委員会からも提案することができます。

【意見書の提案】

議会は公益に関することについて、国、都などの関係行政機関及び国会に意見書を提出することができます。議員及び委員会は、意見書を議会に提案することができます。

○発言・賛否の意思表示は議員の最も大切な権利です

【会議への出席権・発言権・質問権・賛否の意思表示権】

会議に出席して発言・質問したり、議題に対する賛否の意思を表明することは、議員として、最も基本的で重要な権利です。

議員は、本会議の一般質問などによって区の仕事全般について区長などに報告や説明を求めることができます。

委員会の所管・審査事項

令和8年5月22日現在

所管事項	委員会	
	議会運営委員会	特別委員会※
企画総務	区長室、政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
区民生活	地域振興部、産業経済文化部、区民部及び環境部に関する事項	1 志茂地区まちづくりについて 2 赤羽駅東口地区まちづくりについて 3 赤羽西地区まちづくりについて 4 十条地区まちづくりについて 5 東十条地区まちづくりについて
健康福祉	福祉部、健康部及び子ども未来部に関する事項	1 地震災害について 2 風水害等について
文教	教育委員会事務局に関する事項	
建設	都市整備部、まちづくり推進部及び土木部に関する事項	1 新庁舎建設について 2 王子地区まちづくりについて

※都市ブランド推進特別委員会が廃止されました。
※新庁舎建設・王子まちづくり特別委員会が新設されました。
※予算、決算審査のため、別途特別委員会が設置されます。

新しい議会の構成

議長 青木博子
副議長 花見たかし

議会選出監査委員 近藤光則
// 大沢たかし

常任委員会

○委員長 ○副委員長

企画総務委員会(定数8人)	区民生活委員会(定数8人)	健康福祉委員会(定数8人)	文教委員会(定数8人)	建設委員会(定数8人)					
 ◎渡辺かつひろ 王子本町 1-23-1-1F 3906-3601 (自)	 ○佐藤かずゆき 田端新町 3-17-1-602 090-9301-5585 (公)	 ◎山中りえ子 赤羽 2-1-7-401 090-6196-7870 (ミ)	 ○宇都宮ゆり 神谷 2-21-7 090-1406-7995 (共)	 ◎宮島 修 滝野川 4-30-5 080-9804-7414 (公)	 ○山崎たい子 豊島 7-19-10 090-2160-1292 (共)	 ◎いながき 浩 浮間 2-10-7 5392-1242 (公)	 ○佐藤こと 滝野川 6-56-14 070-9070-2330 (維)	 ◎小田切かずのぶ 中十条 3-20-19 090-2310-9695 (公)	 ○本田正則 田端 3-4-12-305 3824-3956 (共)
 安達しんじ 志茂 2-51-6-304 070-4480-0432(維)	 石川さえだ 赤羽台 2-3-4-1028 080-5485-5998(新)	 青木博子 志茂 4-25-3 090-6169-2671(公)	 さいとう尚哉 王子本町 1-15-22 維新無控室 080-1987-4124 (維)	 加藤みき 王子本町 1-15-22 維新無控室 3908-1271 (維)	 金田よしあき 上中里 2-11-12 3913-6200 (新)	 青木のぶえ 滝野川 2-14-12-101 090-2168-5976 (ミ)	 赤江なつ 王子本町 1-15-22 無(立・あ)控室 070-6480-7222(無(立・あ))	 うすい愛子 王子本町 1-15-22 無(立・う)控室 070-1599-8655(無(立・う))	 大沢たかし 赤羽西 1-5-1-907 3909-1014 (自)
 坂口勝也 豊島 5-5-7-1338 090-1408-8120 (公)	 野々山 研 岩淵町 22-31-401 090-2156-3510 (共)	 坂場まさたけ 東十条 2-14-20-301 090-4745-3199 (新)	 竹田ひろし 豊島 1-32-2-201 3912-4860 (自)	 佐藤つかさ 赤羽北 2-13-13 3909-8031(無(れ))	 すどうあきお 赤羽北 3-3-26 5948-4012 (公)	 くまき貞一 西ヶ原 2-17-4-105 090-1537-4517 (公)	 野口将人 上十条 1-15-9-2 階 3900-5051 (共)	 近藤光則 赤羽南 2-11-18-B1 090-3809-2373 (公)	 永沼かつゆき 志茂 2-48-4 3901-7571 (新)
 濱田知明 柴町 22-13-201 080-2975-5507 (ミ)	 平田りさ 滝野川 6-74-7 050-3503-2840 (新)	 永井朋子 浮間 3-15-4 080-4429-6338(共)	 ふるたしのぶ 東十条 2-14-1-1304 080-3172-5066 (公)	 仲田みずき 上中里 1-15-2-101 6824-4485 (新)	 花見たかし 志茂 3-21-9 5902-0873 (ミ)	 松沢よしはる 浮間 4-19-4-101 5918-8340 (新)	 福田光一 王子 3-9-12 3927-4025(無(社))		

(会派名等の略称)
 公：公明党議員団 新：自由民主党北区新時代の会 共：日本共産党北区議員団 ミ：区民のミカタ(立憲・都ファ・国民) 維：維新・無所属議員団
 自：自由民主党議員団 無(立・あ)：無会派(立憲民主党所属) 赤江議員 無(社)：無会派(新社会党所属) 無(れ)：無会派(れいわ新選組所属)
 無(立・う)：無会派(立憲民主党所属) うすい議員

議会運営委員会(定数) ◎ふるたしのぶ 永沼かつゆき ○濱田知明 宮島 修 石川さえだ 山崎たい子 金田よしあき くまき貞一 佐藤こと 竹田ひろし 永井朋子

特別委員会

地域開発特別委員会(定数14) ◎すどうあきお うすい愛子 近藤光則 平田りさ 山中りえ子 ○加藤みき 大沢たかし 佐藤つかさ ふるたしのぶ 石川さえだ 小田切かずのぶ 野々山 研 本田正則	防災対策特別委員会(定数14) ◎野口将人 いながき 浩 仲田みずき 松沢よしはる ○青木のぶえ 佐藤こと 花見たかし 宮島 修 青木博子 永井朋子 福田光一 渡辺かつひろ	新庁舎建設・王子まちづくり特別委員会(定数) ◎くまき貞一 宇都宮ゆり 坂口勝也 竹田ひろし 山崎たい子 ○安達しんじ 金田よしあき 坂場まさたけ 永沼かつゆき 赤江なつ さいとう尚哉 佐藤かずゆき 濱田知明
---	--	--

会派一覧と役職

公明党議員団 (10人) ■宮島 修 □くまき貞一 ▲すどうあきお ▲佐藤かずゆき ◇坂口勝也 青木博子 いながき 浩 小田切かずのぶ 近藤光則 ふるたしのぶ ■幹事長 □副幹事長 ▲政務調査会長 ▲政務調査副会長 ◇議会情報PR委員会委員	自由民主党 北区 新時代の会 (7人) ■永沼かつゆき □石川さえだ □坂場まさたけ ▲松沢よしはる ▲金田よしあき ▲平田りさ ▲仲田みずき	日本共産党 北区議員団 (6人) ■山崎たい子 □野口将人 ▲永井朋子 ▲宇都宮ゆり 野々山 研 本田正則	区民のミカタ(立憲・都ファ・国民) (4人) ■濱田知明 □△山中りえ子 ▲◇青木のぶえ 花見たかし 維新・無所属 議員団 (4人) ■佐藤こと □◇加藤みき ▲さいとう尚哉 ▲安達しんじ 自由民主党 議員団 (3人) ■△竹田ひろし □▲◇渡辺かつひろ 大沢たかし
--	---	--	---

きたくぎかいだより No.307
 編集：議会情報 PR 委員会
 発行：東京都北区議会
 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
 ☎：03(3908)9948
 FAX：03(3908)0600
 区議会の活動は、北区のホームページでもご覧いただけます。
 北区議会 検索